

# 言葉の説明

～はたらく・はたらきつづけるために～

- ・ ハローワーク：障がい者相談部門  
職業相談を行い、仕事の紹介をします。  
事業所に対して障がいのある方の雇用の相談を行います。
- ・ 障害者職業センター（職業センター）
  - 障がいのある方に
    - ・ 職業評価・職業相談、職業準備支援、ジョブコーチ支援、リワーク支援を通して、就職・職場定着、職場復帰の支援を行います。
  - 事業所の方に
    - ・ 障がいのある方の雇い入れ、雇用継続、職場復帰に関する相談、情報提供、援助を行います。
- ・ 就労移行支援事業所  
一般就職を希望する方に、作業や実習を通して適正に合った仕事を探し、就職後の職場定着のための支援を行います。
- ・ 就労継続支援A型事業所（就労A型）  
一般企業などで働くことが難しい方に、雇用契約を結んで働く場を提供すると共に、知識及び能力向上のために必要な訓練を行います。
- ・ 就労継続支援B型事業所（就労B型）  
一般企業などで働くことが難しい方に、働く場を提供すると共に、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
- ・ 熊本県立高等技術訓練校（訓練校）  
知的障がいの方を対象に販売実務科で就業に必要な技能及び知識を修得する訓練を行います。訓練とともに就職支援を行います。
- ・ 障害者就業・生活支援センター（就業・生活支援センター）  
「はたらきたい」おもいを実現するために必要な、就業とそれに伴う生活に関わるサービスや機関の情報提供や案内を行います（働く前の準備から求職活動の応援、定着支援を行います）。  
\*このセンターで支援を行うスタッフを「就業支援ワーカー」と言います。

# 言葉の説明

## ～生活・その他の相談～

- ・ 相談支援事業所

地域で自立した日常（社会）生活がおくれるよう、福祉サービス等の情報提供や日常生活全般の相談業務を行います。

- ・ 地域活動支援センターⅠ型

地域で生活されている障がいのある方の集う場として、また、趣味や活動の場としてご利用ができます。

＊相談支援事業所と併設されていることが多いです。

- ・ 各区役所 福祉課

地域で自分らしく生活をするために、ご本人のニーズを把握し、必要な社会資源などを案内します。

- ・ 医療機関

地域で安定した社会生活をおくるためには医療のサポートが必要となります。また、病院にソーシャルワーカーが所属している場合は、社会生活の相談を受け、必要なサービスの提供や機関などとの調整を行います。

- ・ 難病相談・支援センター

難病・小児慢性特定疾患などの方を対象に治療や生活、就業などに関する相談を行います。

- ・ 発達障害者支援センター

発達障がいの方を対象に日常生活から就業生活などに関する様々な相談をします。

- ・ 高次脳機能障害者支援センター

高次脳機能障がいの方を対象に治療や生活、就業などに関する相談を行います。